

幼児教育・保育の無償化

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、3～5歳児クラスまでのお子さんと0～2歳児クラスまでの住民税非課税世帯のお子さんの施設や事業の利用料が無償化されます。なお、実費徴収分(通園送迎費・行事費・教材費など)については、これまでどおり保護者負担となります。



市ホームページ
(幼児教育・保育の無償化について)



- ※1 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。
- ※2 無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定(施設等利用給付認定)」を受ける必要があります。
- ※3 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、3歳になった日から無償化の対象となります。
- ※4 市内にある全ての私立幼稚園が該当します。

問合せ 保育幼稚園課 ☎048-259-9043 FAX 048-252-7776